

2019年度③

# 公 法

(全 4 ページ)

## 問 題

ページ

憲 法 ..... 1

行 政 法 ..... 3

### 注 意 事 項

- 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
- 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
- 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 憲 法③

次の問題Ⅰ・Ⅱのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

I Xは常習累犯窃盗罪（盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律3条）で懲役刑中にある受刑者である。Xは、自弁で日刊新聞紙を定期購読していたところ、Xが収容されているN刑務所の所在とは遠く離れた別の県にあるT警察署の留置場から、常習累犯窃盗罪の容疑で逮捕され勾留中の男が脱走するという事件が起った。

Xが購読する日刊新聞紙は、事件翌日の8月13日付朝刊の第一面でこの事件を大きく報道し、その後8月14日付朝刊、8月15日付朝刊において、脱走した男の素性・経歴や容疑事実、脱走の手法、留置場の監督状況、脱走した男に対して警察が1000人体制で捜索を行っている状況などを、詳細に報道した。特に脱走の手法については、男が収容されていた部屋からどのようにして脱走したと思われるのかについて、事細かに書かれてあった。

これに対し、N刑務所長Aは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）70条1項1号及び2号に該当するとして、上記事件に関する記事が掲載されている上記8月13日・14日・15日付の朝刊について、閲覧を禁止することとした。閲覧禁止処分にあたり、Aは次のような理由を告知した。

「当該日刊新聞紙は逃走の手法を詳細に記載した箇所があり、その内容を閲覧させることにより、暴動や反抗、逃走を煽ることとなる等によって、刑事施設の規律及び秩序のびん乱を誘発することとなるおそれがあるため刑事収容施設法70条1項1号に該当し、Xの場合は窃盗を常習する等著しく違法精神に欠ける者であるから、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれもあるため、刑事収容施設法70条1項2号に該当する。よって閲覧禁止相当と思料する。」

- (1) いわゆる知る自由（情報摂取の自由）は、一般に憲法上の権利として保障されるものと考えられているが、それはなぜか、条文上の根拠も含めて説明しなさい。
- (2) 上記の事案におけるAによる閲覧禁止処分が、憲法上許容されるか検討しなさい。なお、適正手続きに関する論点については検討しなくてよい。

### 【法令資料】

#### ○盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律

第3条 常習トシテ前条ニ掲ゲタル刑法各条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニシテ  
其ノ行為前10年内ニ此等ノ罪又ハ此等ノ罪ト他ノ罪トノ併合罪ニ付3回以上6月  
ノ懲役以上ノ刑ノ執行ヲ受ケ又ハ其ノ執行ノ免除ヲ得タルモノニ対シ刑ヲ科スベキ  
トキハ前条ノ例ニ依ル

(出題者注：上記中「前条ニ掲ゲタル刑法各条」とは、刑法235条、236条、238条、  
239条のこと。「前条ノ例ニ依ル」とは、第2条中の「窃盗ヲ以テ論ズベキトキハ3  
年以上、強盗ヲ以テ論ズベキトキハ7年以上ノ有期懲役ニ処ス」をさす。)

#### ○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

第70条 刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号  
のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

- 一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 二 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生  
ずるおそれがあるとき。

(本条1項3号および2項は略)

II 内閣総理大臣Aは、政局の混迷を開拓するため、衆議院解散を決意し閣議には  
かった。内閣は衆議院の解散を決定し、憲法7条3号により衆議院は解散された。  
これに対し、衆議院議員Xは、憲法上衆議院の解散は憲法69条に限定されると  
解すべきであり、本件解散は違憲無効であると主張して、衆議院議員たる地位の確  
認と歳費の支払を求めて出訴した。

以上の事案に含まれる以下の憲法上の問題点について論ぜよ。

- (1) 内閣による衆議院の解散が、憲法69条以外にも可能と解しうるか論ぜよ。
- (2) 憲法7条3号による衆議院の解散の有効・無効の問題につき、裁判所が審査し  
うるか論ぜよ。

## 行政法③

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい。(50点)

### 〔事実〕

生活保護を受けていたAは、B市のC福祉事務所長から、生活保護費の過支給（以下「本件過支給」という）が生じていたとして、生活保護法63条に基づき、本件過支給に係る生活保護費59万1300円（以下「本件過支給費用」という）の全額を返還すべき額とする旨の決定（以下「本件処分」という）を受けた。Aが受け取った本件処分に係る通知書には、本件過支給が生じていたことおよび本件過支給費用の額が記載されていたほか、通知書の冒頭には、「生活保護法第63条の規定により、支給済み保護費の返還が生じたのでお知らせします。」という文章が記載されていた。C福祉事務所長は、生活保護法にいう「保護の実施機関」であるB市長から適法に権限の委任を受けている。C福祉事務所においては、生活保護法63条に基づく処分について内部基準は作成されていない。

本件過支給はC福祉事務所の職員の過誤により生じたものであった。Aは、本件過支給を認識しておらず、本件過支給費用は全て費消していた。C福祉事務所長は、本件処分に至る過程で、本件処分当時の原告の資産や収入の状況、その今後の見通し、本件過支給費用の費消の状況等の諸事情を具体的に調査しておらず、本件過支給費用の全部または一部の返還を求めることがAに及ぼす影響や、上記の過誤に係る職員による本件過支給費用の全部または一部の負担の可否についての具体的な検討をしなかった。

### 〔資料〕

#### ○生活保護法（昭和25年法律第144号）

##### （この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

##### （費用返還義務）

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受

けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

〔設問〕

- (1) 生活保護法 63 条が「保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定していることの趣旨を解明したうえで、本件処分に実体的な違法があることを主張しなさい（本件は、同条にいう「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものとする）。
- (2) 本件処分が行政手続法 14 条に違反するかどうかを検討しなさい（本件処分には、行政手続法 14 条の適用があるものとする）。